

5-1 禁止地域

禁止地域の範囲 ▼参照「高崎市における禁止地域・場所」6～7ページ

良好な景観の形成や風致の維持が大切な場所であるため、屋外広告物の表示は、原則禁止です。

ただし、一部適用除外がありますので、その基準を遵守して周辺景観に十分配慮の上、表示してください。



自家広告物の適用除外の基準（許可不要）

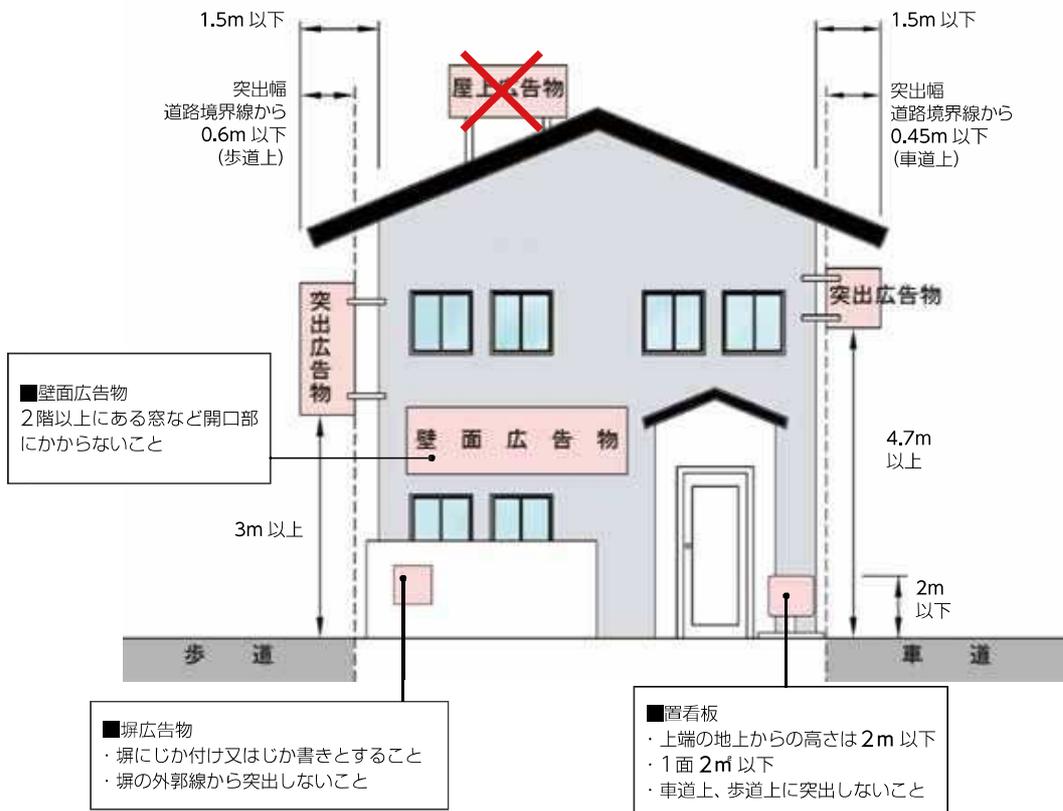
禁止地域では、以下の条件により表示できます。

| 表示面積 | その他の条件 | 備考 |
|----------|---|---|
| 合計：10㎡以下 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋上以外の場所であること ・光源の点滅がないこと ・許可共通基準に適合していること ▼参照3ページ ・許可個別基準（第1種許可地域）に適合していること | <p>10㎡を超えて表示することはできません。</p> <p>簡易広告物の適用除外を10㎡とは別に認めません。</p> |

光源の点滅がないものであること。
(いわゆる電光掲示板等は表示不可)



※突出広告物等の上端は、取付壁面の上端を超えないこと。



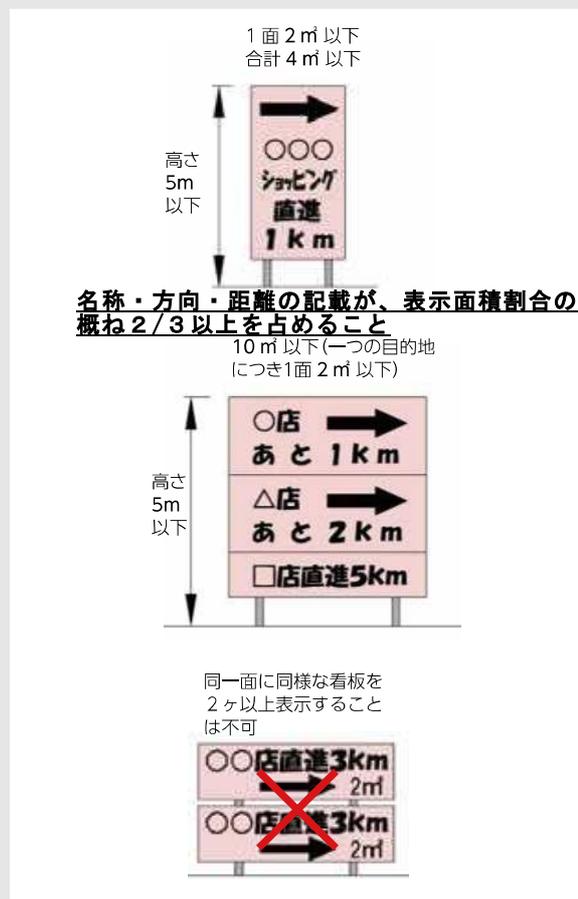
案内誘導広告物の適用除外の基準（要許可）

3年

案内誘導広告物は、許可を受けることにより、禁止地域にも表示できます。

■ 禁止地域内での案内誘導広告物の許可の基準

| | |
|------|--|
| 表示面積 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1面 2㎡ 以下、かつ合計 4㎡ 以下 ・ 集合で表示する場合は、1面 10㎡ 以下かつ合計 20㎡ 以下 （一つの目的地につき 1面 2㎡ 以下） |
| 高さ | 5m 以下 |
| 個数 | 一つの目的地につき合計 3個以下 |
| 表示内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設や場所への誘導を目的としていること ・ 名称、方向、距離を表示し、これらの記載が主たる表示内容であること （表示面積割合の概ね 2/3 以上とする） |
| 表示場所 | 建築物の屋上以外の場所であること |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 光源の点滅がないこと ・ 広告物の種類ごとの許可個別基準に適合していること |



5-1
基準
禁止地域

案内図板の適用除外の基準（要許可）

3年

案内図板は、許可を受けることにより、禁止地域にも表示できます。

■ 禁止地域内での案内図板の許可の基準

| | |
|------|--|
| 表示面積 | 15㎡ 以下（面数は 1面のみ） |
| 高さ | 5m 以下 |
| 表示内容 | 公衆の利便を図るため、地図、路線図、鳥かん図を表示するもの |
| 表示方法 | 道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと |
| 表示場所 | 建築物の屋上以外の場所であること |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 光源の点滅がないこと ・ 広告物の種類ごとの許可個別基準に適合していること |



・ 表示内容は地図が基本で、公共団体、公共的団体が表示することが一般的です。